

報道発表資料

令和6年6月7日
名古屋法務局
愛知県人権擁護委員連合会

令和6年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施について

学校におけるいじめを始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、愛知県内の小中学校に「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）を配布します。

小中学生から送られてきたミニレターには、法務局職員又は人権擁護委員が一通一通、丁寧にお答えします。

- 1 実施時期：以下の期間中に愛知県内の全ての小中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布
令和6年6月7日(金)から6月14日(金)にかけて（第1回）
令和6年6月19日(水)から6月26日(水)にかけて（第2回）
- 2 実施機関：名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会
- 3 実施内容：別紙のとおり

令和6年度「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用）



令和6年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を愛知県内の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

なお、本事業は、法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会が策定した実施要領に基づき、全国で実施されるものです。

- 1 対象者 愛知県内の小学校及び中学校の児童・生徒全員
- 2 実施時期 第1回 令和6年6月7日(金)から6月14日(金)にかけて
対象 愛知県内の名古屋市を除く小学校及び中学校
第2回 令和6年6月19日(水)から6月26日(水)にかけて
対象 名古屋市内の小学校及び中学校
- 3 実施機関 名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会
- 4 相談員 法務局職員及び人権擁護委員

5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。
・学校で「体罰」を受けている。
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。
など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります（別添1参照）。

- 6 受領通数等
別添2のとおり

7 本事業以外のこどもの人権問題に関する相談窓口

- こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
相談時間 平日(年末年始を除く) 8:30~17:15 (通話無料)
- こどもの人権SOS-eメール(24時間受付)
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) <https://www.jinken.go.jp/kodomo>
- LINEじんけん相談(チャット人権相談)
法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)から公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加
相談時間 平日(年末年始を除く) 8:30~17:15



「こどもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 親から中学生に対する虐待

◆中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、当該生徒が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。

その結果、当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。

(措置:「援助」)

2. 小学校におけるいじめ

◆小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、学校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。

法務局は、学校長に対し、早期に学校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。

(措置:「要請」)

3. 中学校におけるいじめ

◆中学生の生徒が、同級生から、「死ね」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「こどもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

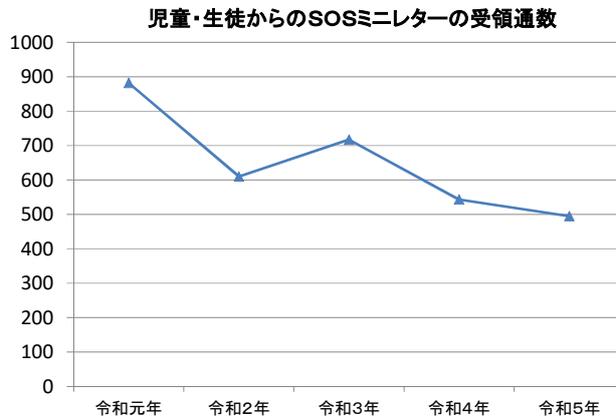
その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。

(措置:「援助」)

令和5年「こどもの人権SOSミニレター」統計資料(愛知県内)

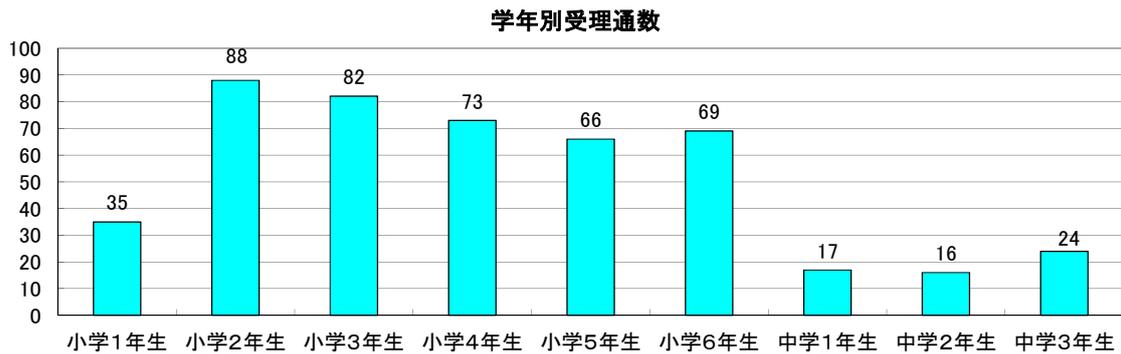
1 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通数	882	610	717	543	495



2 学年別受領通数(令和5年)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明・その他	合計
通数	35	88	82	73	66	69	17	16	24	25	495



3 相談内容内訳(令和5年)

	不登校	教育関係	いじめ	虐待	強制・強要	友達・家族等	体罰	その他
通数	7	31	143	36	11	237	3	27

